

「福井市総合計画審議会」 第1回 第1部会

■開催日時：平成22年7月2日（金）10：00～12：00

■開催場所：福井市役所 本館8階 第8会議室（A）

■出席者：別紙のとおり

■会議内容

1. 開会

司 会

失礼いたします。定刻には若干早いのですが、皆さまおそろいでございますので、専門部会を始めさせていただきたいと思います。本日は福井市総合計画審議会第1回専門部会、第1部会を開催させていただきます。

本日は皆さま方におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます総務部政策調整室野阪でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

2. 市民憲章唱和

司 会

まずはじめに、市民憲章を唱和いたします。皆さま、ご起立ください。

市民憲章は、会議次第（福井市総合計画審議会第1回全体会議と書かれた資料）に載せてございますので、

私が前文を朗読いたしますので、それに引き続きご唱和ください。なお、5つの項目のそれぞれに設けてあります、実践目標についても唱和をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

————— 市民憲章唱和 —————

ありがとうございました。ご着席ください。

3. 室長あいさつ

司 会

ここで、室長の吉村からごあいさついたします。

事務局（吉村室長）

皆さん、どうもおはようございます。総合計画の審議会ですけれども、6月1日に全体部会を開催させていただきました。その後は議会などもありまして、若干間があきましたけれども、第1部会は今日から専門部会の審議を始めるということで、実質的に今日から審議に入るということでございます。

この第1部会では「みんなが安心して暮らす都市」という基本目標、福祉を中心とした

安心という非常に市民にとって身近な分野になっております。こちら側としても担当の部局からの職員が来ておりますので、そういうようなご質問も受けながら、皆さま方には活発なご議論をお願いして、より良い計画にまた直していただきたいと思ひます。

後ほど、進め方はまた申し上げますけれども、ざっくばらんな雰囲気でき軽に何でもご発言をいただければ思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

司 会

それでは、ただいまのごあいさつの中にありました、市側の出席者を紹介いたします。
市民生活部次長の稲津でございます。

事務局（稲津市民生活部次長）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

司 会

福祉保健部次長の加賀でございます。

事務局（加賀福祉保健部次長）

加賀でございます。おはようございます。よろしくお願ひいたします。

司 会

消防局次長の小林でございます。

事務局（小林消防局次長）

小林でございます。よろしくお願ひいたします。

司 会

消防局調整参事の大西でございます。

事務局（大西消防局調整参事）

大西でございます。よろしくお願ひいたします。

司 会

市民生活部調整参事の滝波でございます

事務局（滝波市民生活部調整参事）

滝波です。よろしくお願ひいたします。

4. 部会長

司 会

ここで、部会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

高田部会長

今日、初めて専門部会、今日から始まるということで、皆さん、たぶんお読みいただいていると思ひますけれども、先ほど、部長の方からありましたけれども、結構なかなかボリュームがあつて大変だなというのが率直な感想です。

一つはみんなでということがキーワードになっている部会なんですけど、「みんなで」ということがどういうことかということを、皆さんで共通認識をして、ぜひ、いろいろなご意見をいただきたいと思ひます。

それから、その以外に市民生活に非常に密着した部分、おそらく高齢者問題であるとか障害の問題とかあるいは環境問題とか含めて、さまざまな問題がかかわってまいりますので、また、その中にありますけれど、市民からの重要度とかあるいは不満の高さといったものも色々みられるように思います。どうぞ、よろしく活発なご議論をよろしくお願いいたしますと思います。よろしくお願いします。

司 会

ありがとうございました。今の審議につきましては部会長さんの方でよろしくお願いいたしますします。

5. 議題

高田部会長

それでは、審議を始めさせていただきます。まず、第1回目の審議会要旨について事務局よりご説明をお願いいたします。

【(1) 第1回審議会要旨】

事務局（吉村室長）

以降、座って説明をさせていただきます。6月1日ですけれども、第1回の諮問計画が審議会、全体会を開催いたしました。その会議録は事前に配付をさせていただいておりますけれども、かいつまんでその内容をご説明させていただきたいと思います。

先月の審議会では、32名の審議会の委員さんで構成される審議会ですけれども、4つの専門部会に分かれていただきまして、総合計画を審議していただくことになりました。審議会では会長に福井大学の福田学長さん、副会長は福井市連合婦人会の森下会長さんをお願いしているところでございます。

この計画ですけれども、現行の第五次福井市総合計画が平成23年度で終了いたします。そのため、平成24年度以降の総合計画を、5年間の計画でございすけれども、第六次総合計画として決定を行うものでございます。

今回の計画の諮問案の中のキーワードとしましては、「ともに手をたずさえる」「笑顔が輝き続ける」「生活安心」の三つを掲げております。将来都市像ということで、「ともに手をたずさえ、笑顔が輝き続ける生活安心都市 ふくい」というものを設定しているものでございます。

また、この将来都市像を実現するための基本的な考え方として、「協働によるまちづくり」「情報の共有と透明性の確保」「効果的で効率的な行政運営」の三つを掲げております。

それから、今回の六次総合計画の目的の体系化でございす。都市像を実現するための目的の体系でございすけれども、基本目標、これは4つでございす。第1部会では、「みんなが安心して暮らす都市」ということが基本目標でございす。4つの基本目標を将来都市像を実現するための手段として設定する。その下に政策として、基本目標を実現するための政策という項目を設けております。第1部会で言いますと、「みんなが安心して暮らせる」、ここの部分では生活として「協働でともに責任を担う都市をつくる」「安全・安心で住みよい都市をつくる」「環境にやさしい持続可能な都市をつくる」「すべての市民が健康で生きがいをもち長生きできる都市をつくる」こういった政策をもっております。

さらにこの政策を実現するための手段として施策というものをもちっております。こうし

た部分につきまして、今後部会の方でご審議をいただくということになるかと思います。

それから、全体の市議会で委員の皆さんから出た主な意見としまして、第五次総合計画の総合評価、数値指標の経過をお示ししておりますけれども、文書でいいから、全体的な統括をしてほしい、というご意見がありました。

それから、福井らしさをもっとどこかで出すべきではないか。そういったご意見。それから、もっと分かりやすい言葉で示すべきではないか。こういったご意見もございました。それから、部会ごとに20年～30年後のビジョンがあったら示してほしい、というご意見もございました。

そういうご意見の中で追加資料を出してほしい、というようなものにつきましては、事前送付をさせていただいておりますけれども、その中身はまた後で色々と言っていたきたいと思います。

以上、概要でございますが、前回の第1回の審議会でこういった内容でございました。以上でございます。

【(2) 追加資料説明】

高田部会長

それでは、続きまして、追加資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（吉村室長）

第1回の審議会におきましては、資料1から資料8まで8つの資料を配付させていただいたところでございます。その後、資料の整理としては続き番号がいいだろう、ということで、9番から13番までを資料を追加でこれも事前に配布をさせていただいております。

資料9でございますが、「21世紀を拓くふくい創造プラン」第五次総合計画でございますけれども、これを施策別にまとめた資料を配布いただいております。

この中では、そういった施策が盛り込まれた経緯ですとか、だいたいどういうふうに進んでいくか、それから市民意識調査での満足度とか重要度、さらに最後のところでは、六次総合計画ではどういうふうにしていくか、そういうことを全体としてまとめさせていただきました。

それから、資料10でございますが、これは基本目標ごとに20～30年後の将来像を示せないか、ということでございまして、ビジョンと言えるかどうか、こちら自信もちょっとない部分もございますけれども、それぞれの項目ごとに、将来的にこういうふうになったらいいのではないかと、というようなものをまとめさせていただいております。

それから、資料の11、これは第五次総合計画と第六次総合計画の相関図でございます。同じような目的の体系で事業を入れるのではなくて、目的を示すような体系でございすけれども、ちょっと組み替えがございましたので、どういうふうなつながりになっているか、そういったものの相関図を示したものでございます。

それから資料12、地区別の人口の増減でございます。昭和55年、1980年から平成17年、2005年までの公民館地区ごとの人口の増減を示したものでございます。地図の方は増減率を色で示したものでございまして、色の赤いところは人口が減っている、赤が濃いほど人口の減率が大きい。それから、青い方は人口が増えている、青が濃いほど増率が高いということになります。全体として中心部、それから、一番外側で人口が減少していて、その間がドーナツ形に増えているというようなのがこの25年間の結果になります。

なお、資料の数字ですけれども、最新の国勢調査ということで、平成17年、5年前になります。今年国勢調査をこれからするところでございますので、資料としてはそういう作り方になっておるところはご了承くださいたいと思います。

それから、資料の13ページでございますが、第六次福井市総合計画、今回の諮問している案でございますけれども、この案の政策ごとに現状と課題、政策の方向性をまとめたものでございます。今後の審議の中では、こういったものを活用していただく、ということになりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【(3) 検討会】

高田部会長

ありがとうございました。それでは、ただいま、第六次福井市総合計画案に基づきまして、審議を始めたいと思いますけれども、実は、資料をご覧くださいますと、今の第六次福井市総合計画という資料13ですけれども、この第1専門部会が担当することになっていますが、その1ページの政策①「協働でともに責任を担う都市をつくる」それから、次のページの②「安全・安心で住みよい都市をつくる」それから、3ページの「環境にやさしい持続可能な都市をつくる」それから4ページの「すべての市民が健康で生きがいをもち長生きできる都市をつくる」それから5ページの「災害に強い、安心・安全な都市をつくる」というところまでが、一応専門部会が担当する内容です。

ここでは、政策がそれぞれ①から⑤まで挙がっておりますが、それがどのような現状と課題のもとにあるのか。それから、これを5年間の間で政策の方向性としては、一番下に三つあるいは、もっとたくさんまとめてあるところがありますが、政策、方向性としてはこのようにしたいと思うけれどもいかがでしょうか、ということについての審議を皆さんにお願いすることになります。

それでは、まず、審議方法ですけれども、このことについて事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局（吉村室長）

今ほど部会長の方にだいたい言っていたんですけれども、今回、資料13で送らせていただいた中身と、そのときの諮問案をまとめた形でこういったA3の形の資料にまとめさせていただきます。

高田部会長

今日、お手元にたぶんある資料だと思います。

事務局（吉村室長）

例えば、政策①と書いてあるところですけども、現状と課題、それから政策の方向性、ここの部分が資料13で書いていたものでありますが、それをここに入れております。残りの部分が、総合計画の諮問案の中身でございます。

現状課題、政策の方向性を見ながら、政策の題はこれでいいのか。文がこれでいいのか。それから、施策の方ですね。この題がこれでいいのか、それから文章がこれでいいのか。そういったことをご議論いただきたいと思います。で、中では細かい事業の話にもなったりする場合もあるかもしれませんが、そういったことも最終的にはこういった中身の文章として、どのようにするのがいいのか。そういったところに集約をお願いしたいと思います。

後は、今、部会長さんがおっしゃいましたように、そういった中身を見ていただきながらご議論をいただきたいということでございますので、よろしくお願いします。

高田部会長

それでは、お手元の資料で確認ですけれども、これから私たちが審議するところは、今、すでに13のところでお送りいただいているものと重なるところですが、①のこれ、例えばありますよね。これがこの現状および課題から施策の方向で最終的にはこのタイトル、それからこの中身でこれらを含めたうえでよろしいのかどうか。あるいはもっと違うものの方がよろしいのかどうか。ということについてご議論いただきたいということでしょうか。

事務局（吉村室長）

このページで言うと、ここの部分、ここの部分はどうするかということになりますし、さらに加えて言いますと、この部会では、何枚になるのかな、5枚ですね。A3が5枚ある形になりますけれども、基本目標が「みんなで安心して暮らす都市」なんですけれども、この5つの基本目標なんです。これが全体としてこういう構成でいいのか。そういったことも最終的には全体の中でバランスとしてこういうふうに並ぶんだったら、ここはこう直した方がいい。あるいは、場合によってはくっつけた方がいいとか、少し分けた方がいい。いろいろな考え方がまた出てくると思いますので、この5枚の範囲内で、ページの中ではこうですけれども、最終的にはこの全体をどうするか、といったことも含めてということになりますので、そういったことも念頭に置きながら中を見ていただいて、最終的にどうまとめるか、ということになると思います。

高田部会長

はい、わかりました。要するに私たちのところは基本目標が「みんなが安心して暮らす都市」というふうになっているのですが、それにおいて①から⑤が一応設定されると言いますけれども、そのこと自体もそれでよろしいのか、ということも含めてご議論いただきたいということで、こういう施策も含めていろいろな意見をいただきたいということだそうです。

事務局（吉村室長）

もう一つさらに言うと、基本目標の「みんなが安心して暮らす都市」これも中身を見ながら、もうちょっとここは変えた方がいい、そういったこともまたあるかもしれない。

高田部会長

そうですか、はい、わかりました。目標の文言等も含めて検討してよろしい、ということですね。ということだそうですので、よろしくお願いいたします。

それで、ざっと見ていただくと分かると思うんですが、一つは協働の問題、それから、その次に安全で安心なんですけれども、中身、例えば、今仮に右側の方を見ていただくと、国際化の問題、消費生活の問題、交通事故の問題、窓口サービスの問題、男女共同参画の問題、安心して子どもを産み育てる問題、というのがあります。それから、その次に環境の問題が入っているんですね。その次のところで、生活困窮者、障害のある方、高齢者、児童、それから医療、老後、介護予防といったようなものが入っております。そして、一番最後は、消防とかそれからいろいろな災害のときの救命についてとか、ということも含めて書いてあります。ざっと見た限りでは、相当私たちの生活に密着している部分ではありますけれども、非常に広い部分があります。

これは、大体2回にわたって最終的にはご議論いただいて、そして3回目で今日とそれから次回、日程のことを皆さんに出していただいたと思うんですけど、それを含めて今日ともう1回でだしていただきまして、その後、第1回の調整会議があるんですね。場合によっては、それでちょっと難しいということであれば、間にもう1回専門部会を開くことも可能だということですが、今予定されているのは、次が7月中旬、それから第3回が7月下旬で、今日と7月中旬で今言った政策、施策の協議、そして7月下旬には基本目標を全体として協議する、というような段取りになっております。

そういうようなことで、だいたい1回2時間ぐらいということで、いろいろなご議論をすることになります。場合によっては、もう1回必要だということもあるいはあり得るとちょっと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今日は一応予定では、今言ったその基本目標の①から③までの議論をというのがあります。基本的にはこれをベースにしながらやりたいと思ひますが、④と⑤とも関係がまったくないわけではありませんで、そのところに話が及んでもあるかと思ひます。次回、主に④⑤で前のところの部分が出てくることもあるかなと思ひますけれど、その上で若干そういうので行き来しながら基本的には、①から③という形でご議論いただこうと思ひておひますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声があり)

高田部会長

それでは、最初にここに基本目標として「協働とともに責任を担う都市をつくる」と書いてあります。これは、「協働」と書いてあるんですけども、要するに市民の方の積極的な参加、あるいはまちづくり、あるいは町のいろんなことについて担い手になっていただくことが求められているということだと思うんですが、たぶん、従来のボランティアといったようなものとは違うと思ひます。

このへんのところについて、福井市では市民協働推進、あるいはそのための条例づくりというのをしておひまして、ここの部分は実はあとそれ以降、みんな②③④⑤まで、あるいは他の部会もそうだと思うんですけども、「市民が協力して」というところがあります。ですから、自治会長さんもいらっしゃいますし、たぶん、この中にNPOの方もいらっしゃいます。

市民の協働の仕方というのは、いろんな形のものがあるだろうと思うんですね。ほかの専門部会の方にもそういう方々は色々いらっしゃいますけれど、ここで考える協働というものがどういうものなのか、ということについて、まずは市のお考えを少し教えていただこうかな、と思ひて、今日のご説明ができないか、とお願ひしておりますが、まず、そのことについて少しお聞きたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声があり)

高田部会長

それでは、そこの部分を少しご説明お願ひできませんでしょうか。

事務局(桑原市民協働・国際室主任)

市民協働・国際室の桑原でございます。本日、協働の考え方ということで、貴重なお時間を取っていただきましたことに対しまして、まずもってお礼をしたいと思います。

なかなかこういった協働の考え方ということを、説明する機会というのは現実少ないと

ということがございます。ただ、先ほど高田先生がおっしゃったようにタイトな日程でお進めということで、今日の説明を20分程度でというふうに政策調整室の方から伺っておりますので、ちょっと早口になったり分かりにくい部分があるかなという部分もございすけれども、できるだけことで説明をさせていただきたいなと思います。

では、本日お分けいたしました福井市における協働の考え方という、2枚ものの。

高田部会長

今日の資料は、たぶん皆さんのお手元に届いているのではないかと思います。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

これを元にして、と思っているんですけども、これを全部申し上げますとちょっと時間オーバーいたしますので、おおむね1番から3番ぐらいのところまでで、だいたいの概略はつかんでいただけないかなと考えております。

ちょっと時間を、座って説明いたします。順番は後先になりますけれども、まず、2番の方を見ていただきます。先ほど先生もちょっとおっしゃいましたけれども、協働という、今ここで議論している協働というのは、農協の「協」に「働」という漢字を当てております。実際、今まで私たちが耳慣れた言葉というと、「協同」という字を使ったり、また共同体というそっちの「共同」のイメージが強いかなと思いますけども、あえてこの「協働」という言葉を使ったというのはいったいどういうことなのか、ということなんですけども。

ちょっと引用としてウィキペディアのところを出しております。「複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」簡単に言えばこういうことなんですけども、アメリカの教授が「Coproduction」という用語を用いてこれを日本語訳として協働といえる、今使用しているこの言葉に訳されたのが始まりと考えられております。

この言葉を使い出した最初の行政主体はどこかということ、横浜市という、いわゆる1999年に横浜市が市民活動推進検討委員会の報告書を提出したわけです。平成11年3月ですから、今からちょうど10年ほど前の話です。

この中で「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」いわゆる横浜コードと呼ばれているものでございます。これがいわゆる日本の中で、行政で初めてこの言葉を使ったのではないかとされているのでございます。

じゃあ、言葉の違いは何だろうか、というところを少し見ていただくのに、別にお渡ししています、市民協働の手引きというのがあるかなと思います。全部で30何ページあります「市民協働推進の手引き」です。これの2ページを開いていただきますと、これに「協働とは」ということで載っております。二段落目ですね、『これまでの「共同」や「協同」のように、単に「一緒にやる」、「協力してやる」だけでなく』ここからが大事ですね、『異質のものの出会いによって生まれる新しい相乗効果』この相乗効果というのがキーワードです。それから、『創造性を期待する意味も加えて使われている。』創造性ということです。そういったことの意味合いも含めて協働というような言葉を使っているということでございます。

また、協働の考え方の方に戻りまして、1番の方です。だいたいそんな背景、ニーズはどういうところがあるのか、という見方ですが、行政側からと市民側からと2つあるかなと考えております。行政側からすると一つにはいろんなニーズ、多様化する社会の中でいろんなニーズが出てきている。それに迅速に、また的確になかなか対処できなくなっている。しかし、行政側としてはそれを何とかしていきたいという、そういった望みがございす。

それから、こちらの考え方の説明の方をご覧ください、1 番目の方に戻っておりますけれども、ほかに財政難とか、いわゆる小さな政府と表現されることが多々ございますけれども、行政が肥大化していくという、こういったことについての制限ですね。もう一つ、いわゆる地方分権で、これも長らく言われておりますが、この地方分権も質的な面でもっと充実させていこうとか、また、行政改革をもっと進めていこうやないか、という行政側の思いがある。

もう一つ、市民側としては、いわゆるミッション、使命ですね。例えば、子どもの健全育成を進めたいとか、環境保全を進めていきたいとか、福祉をもっともっと推進していきたいとか、そういった社会的使命とか組織的使命、これを実現するために行政に働きかけをもっとしていこうと。

アドボカシーとよく言われるんですが、これは実践を伴う社会提案とか政策提案のことをいいますが、こういった観点から、この政策形成において協働をNPOとかボランティアの立場で行動を求めているのではないかと、そういった意識付けがあるということでございます。

特によく現れているのが、結構ありますのがマスタープランとか基本計画、つまり役所の方でもあらゆる結構多くのところで策定しておりますけども、こういった政策をつくっていく上で、そういった市民の方、後方からいろいろな提案を受けながら、というようなところにも今、結構現れています。

あと、具体的な背景として住民の社会参加の拡大と意味付けがあります。平成15年、これは福井市の数字でございます。いわゆるNPO団体として法人格を持っていたのが38ありました。それが6年たちまして、105団体まで増えております。あと、NPOが色々提供するサービス、そういった期待値が高まりつつあるということです。

これは画一的から個別的というのが、画一的に当たる部分が行政です。行政はどうしても画一的な皆さん平等に、というところが第一義に来ますので、これを個別的にやっていこう。これがNPOの自由性というものになります。ある意味、これが多様化するニーズに対処していこうというところの現れでもあります。

もう一つ、企業側としては、よくCSRというような表現がされますが、corporate-social-responsibility（コーポレート・ソーシャブル・リスポンシビリティ）となっている頭をとった、社会的責任というふうに訳されています。企業もいわゆる自分たちの儲けだけではなくて、社会の方にいかに還元していくか、というような、そういったかわり方をしていこうか、ということを行ったんですけども、そういった背景もあるということでございます。

もう少しつっこんで福井市の考え方をちょっと見ていきたいのですが、それが3番目でございます。「福井市市民協働条例」ということで、先ほど見ていただきました手引きの31ページをお開きください。この条例自体は平成16年4月1日から施行されておりますけれども、これの条例の全文を少し確認していきたいと思っております。最初は「新たな世紀に入り……」というところから文章が始まっておりますが、その次です、「市民自治の精神」という表現を使っております。

それから、その下の2段落目の最後の行です。「市民の自治意識の醸成」。こういった市民の自治というような表現をこの条例の全文の中で表現しております。実はこれ、第五次総合計画の基本理念の中でもほぼ同じような表現を出しております。これが五次総計では「住民自治の精神」という表現をしているんですけども、言い換えれば、「住民自治力の向上」とか、「住民自治意識の向上」、そういったようなことの表現ですることもありま

す。

これはいったいどういうことか、ということですが、簡単に言えば地域のことは地域の人たちで決めて、責任をもって行っていこうというようなことです。もう少し具体的に言うと、できることは自分たちでやろうよ、そういったような意識でございます。もう少し表現の違いで言いますと、いわゆる公共ということについて、今までは行政主導というのが当たり前の考え方できていましたところを、これを市民主導に変えていこう、それがいわゆる住民自治の向上とかという表現が出てきたところだと思います。

もう一つ、これに関して見ていただきたいのが、もう一つ後ろ、協働のまちづくりをマンガで作ったものがございます。これは条例をつくったときに、その当時一緒に条例ができましたということで、こういったマンガをつくったわけですが、見開き3ページにわたって、ずっとマンガが描いてございます。詳しくはお時間のある時に、後ほど見ていただきたいんですけども、これはある地区に公園がありましたと、その公園が非常に荒れ果てていた、では、それをどうやって再生させようか、というときに、今までは行政が業者に頼んでバツと工事をして終わり。そうではなくて、この協働の考え方では、その荒れ果てた公園をいったいどういうふうにやっていこうか、という基本コンセプトづくりから、市民の方に、地区の方に参加していただいて、行政の職員も入っておりますが、最初の基本的な設計からそのできた後も管理まで、どういうふうにやろうかというのをずっと相談をして決めていくと、これが分かりやすく言えば協働の進め方になろうかなと思っています。

身近な例としては、協働の考え方を理解する上ではこのマンガは結構ポイントを得ているものだと、自負はしておりますけれども。こういったところもお時間のあるときにご覧になっていただけると分かりやすいと思っております。

では、また、協働の考え方のレジュメの方に戻りまして、3の②の方です。市民協働とはというようなところ。先ほど見ていただいた条例の第2条です。31ページの真ん中より下でございます。第2条の(4)一番下の方に市民協働という説明書きがございます。ここで今回の六次総の中でもうたっておりますけれども、市民、非営利公益市民活動団体、これを六次総の中では市民組織という表現に変えております。あと事業者および市、これを行政と置き換えてもよろしいんですけども、この4者が「お互いを理解して、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で」ここで非常に気を付けなければならないのが、この「対等な立場で」というここになります。いわゆるパートナーという表現を使う場合もございまして、この4者がそれぞれが対等なんだよ、という意識づけです。ここがきっちりとできないと、先ほどから申しましたような住民自治とか、住民自治力とかこういったものがきっちりと広まっていけないということになるということになります。

今、それはなぜかと言いますと、この不均衡を埋める努力というのが、このレジュメの中に出ております。いわゆる何かを公共の仕事をしようとするときは、ヒト・モノ・カネ・情報、この4つが非常に大事です。これは誰も認めるんですけども、これについては行政が圧倒的なものを持っております。これも否定する人は誰もいらっしゃらないと思うんです。だから、陥りがちなのがどうしても行政が「主」、それ以外は「従」というような関係です。でも、その不均衡があるのは分かり切った上での、でも対等な立場なんだよ、というところをどこまでもついでいけるか、というところですね。一番大きいのは、NPOの特性と書いてありますけれども、行政が持っていないもの、それが、いわゆるここではNPOと表現していますが、いわゆる市民活動団体、自治会もありますし、いわゆるボランティア団体もありますが、行政が小回りの効かないような非常に優れた機動力を

発揮するNPO、こうした特性を持っている、こういったところに行政側が最大限に認めまして、その上で対等な立場であるというところをきちんと共通認識して持っていかなければならない。

あと、レジュメの次のページ、③の基本理念というところで、これは改めて今回の基本計画の13ページ、基本計画のレジュメがあると思うんですけども、総合計画と言っていいと思います。最後に表が載っている、その13ページに各主体の関係イメージ図というものを挙げていると思います。

事務局（稲津市民生活部次長）

資料の2になるところです。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

資料の2ですか。

事務局（稲津市民生活部次長）

はい、通し番号の資料の2になります。通し番号の資料の2をご覧くださいと。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

諮問案の方になりますかね。

事務局（稲津市民生活部次長）

ごめんなさい。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

もうお手元にありますか、この「各主体の関係イメージ図」というふうに描いてあります。一番の頭の方に市民組織、これは今の自治会とか市民活動団体とか、NPO等も含まれます。あと、左下は行政、事業者と、この4つの主体、3つとこの真ん中をつないでいる市民ということですね。この関係がきちんとなっている必要があるよ、ということでございます。

今までは、ほとんどがこの左側の行政、そして、右側にあります事業者、この2つの組織がほとんど公的なものをやってきた。いわゆる行政が計画し、予算をして事業者でそれを実現してもらう、というようなことでございましたけれども、要はこれ以外にもう一つ市民組織という、ここの力をどんだけ引き出してやっていけるのか、ということでございます。

レジュメに戻りまして、ここを表現しているところが、条例の第3条第1項に、ここでも条例の基本理念として書いてありますね。市民協働はここで4つの主体を述べております。「市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市が」ということで、この4つの主体が「それぞれの特性と役割を理解し、情報を共有する」「自主性及び自立性を尊重した上で推進されなければならない」といった考え方を示している。

いろんなこういった本も出ているわけですけども、ある解説本の中では、セクターというような概念で表現していることがあります。第1セクターは行政、第2セクターが事業者、いわゆる企業である。第3セクター、これを市民組織として、この第3セクターをとにかく育てていくというところが、非常にポイントとなるんだというような解説でございます。ただ、ちょっと誤解してはいけないのが、3セクとよく今まで表現している部分がありますけれども、これは日本独特の使い方ということで、行政と企業が半分ずつお金を出してつくった会社みたいな、そういったイメージのことではございません。ここで言う

第3セクターというのは、あくまでも市民組織のことです。

あと、それぞれの各主体の役割として、条例の第4条から第7条に表現してございますけれども、特にこの中で「市民の役割」、ここの第4条で述べている部分が、先ほどから申し上げております自治意識と言いますか、それを表していると考えていただければいいのかなと思います。要は、自らが暮らす社会に関心を持つこと、そして、自らできることを考えること、そして行動する。あと、その中で今度は市民活動のほうに進んで参加して、参画する、こういったこと、これがいわゆる自治意識につながってくるというようなことでございます。

こういった考えを持った者を「覚醒した市民」という表現で表している本もございます。とにかく、この4条のここのところをどれだけ進めていけるのかというところが、大きなポイントになってくると思います。

以下、第5条、第6条、第7条と、それぞれの役割がございすけれども、これもちょっと後ほどご覧いただければと思います。

最後になりますけれども、手引きにまた戻っていただいて、手引きの8ページを見ていただきますと、この市民協働条例っていったいどうやってできたんかというような。8ページと同じく、ここの1ページを並行して、ざざっと見ていただけるとわかると思うんですけども。まず8ページの最初にあります、先ほど申しました、第五次総合計画の中で協働をうたいました。その中で、施策とか計画実現の方策ということで、少し細かくやってきたんですけども。

じゃあ、条例を作ろうよというときに、いったいどういう流れになったかというのと、この1ページ真ん中で括弧書きになっていますね。いわゆる研究会を設置したところがスタートです。14年の9月ですね。ですから、条例の策定案の段階から、できるだけ市民の方の意見をお聞きしながら、また、この条例案自体が、市民の方が作っても過言ではないというような、この条例の策定過程になっております。要はこれも協働の一つの在り方なんだよというようなことを、この条例を策定する上できちんとその手順を踏んできたという、くくられ方をしているのも一つポイントだと、ご理解いただければいいかと思います。

以上で終わらせていただきます。

高田部会長

ありがとうございました。2枚におまとめいただいたところが、たぶんざっと分かりやすいのかなと思うんですけど、要するに組織は全然タイプが違うんだけど、その組織のよさを生かして、対等に社会的な目標に向かって動くことをしましょう。そのために、条例とか、あるいはお金とか、圧倒的に違うものをどうやって、やっていくのかということに続く、そのムードづくりといいますか、そういうものを市でこれまでやってきましたと。それは、第六次では、實際上それをもうちょっといろんな形であつらえた中でそれを進めていきたいということだそうです。

今のご説明について、何か皆さんのほうでご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、今の基本目標の中の施策①なんですけれど、早速入りたいと思いますが、今、「協働とともに責任を担う都市をつくる」ということで、協働というのがありますけれど、これは別に行政がやらないというわけではなくて、組織の違う市民と組織の違う市とで、共に責任をつくっていくという意味だと思います。今の説明であれば、そのような意味だと思います。

ここに書いてありますように、それを積極的に進めていきたい。および現状・課題があ

って、政策の方向性があるって、最終的な施策として、右側に挙がっていますような市民活動を促進して協働を進めるということは、書いてあるのですが、このことについて、何か皆さんのほうでご質問とかはありますでしょうか。

谷口委員

NPOというのがでてきているけど、これは非営利団体というけども、内容は違うと思うんで、その辺を明確に説明してもらわんと、NPOというのは、いっぱい出てきますけど、それを明確に説明をしてほしい。

高田部会長

NPOについての説明をしていただきたいと。

谷口委員

今のこの手引きの中にも、10ページのほうから書いてあるけど、実際金儲けを、儲けていうんではなく、利益は得てもいいけども、自分の半分のところは利益を得てもいいってぐらいで、いろんな方向性があるんで、明確にしてもらわんと、ただNPO、NPOっていうと無料で何でもかんだもしてくれると思うと、大きな間違いになる。

高田部会長

NPOについて今ご説明していただいたほうがいいのか。それとも、何か一覧表とか何かそういったものの資料とか。

谷口委員

いや。ここに書いてある。

高田部会長

それでよろしいんですか。

谷口委員

これで簡単に説明してもらって頭へ入れといたほうが、あとでやりやすいんじゃないかと思うんでね。

高田部会長

はい、分かりました。今いただいたのは谷口さんのご発言でした。それでは、NPOについてのご説明をいただけますでしょうか。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

これも、お分けしました市民協働推進の手引きの中で触れている部分がございますので、ちょっとここを見ていただこうと思うんですけれども。10ページ。

高田部会長

10ページをお開けください。市民協働推進の手引きの10ページをご覧ください。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

10ページと、あと関連として12ページというようにところがございますけど、まず10ページのほうでちょっと見ていただくのが、最初（1）で「非営利とは」というふうなことで、副題として「NPOは非営利組織だから、利益を上げてはいけないの」って、この「非営利」っていう言葉がなかなか理解されていないということがおおございます。NPOと言いますと「Non-Profit Organization」と書いてあります。いわゆる利益を上

げないっていうふうな直訳になってしまうので、じゃあ、儲けたらあかんのやろっていうふうな直結して考えてしまうってことがおおございます。

しかし、どんな組織でも同じかと思うんですけども、ある組織を安定的に活動させようとした場合、何らかの資金とか、例えば固定的に人を事務所に置こうという場合は、その人の人件費が必ず発生しますし、また、水道光熱費なんかも必ず発生する。そういったものを賄うのに、何かの事業をして利益を得て、それを人件費やら水道光熱費に充てるということは、当然許されるべきことであって、それをやっているから、あそこは非営利じゃないやないかっていうことには当たらないという、そういったことが書いてあるのが、この説明でございます。

活動に必要な最低限のことをするために、いろんな事業等で収益を上げることについては、何ら制限されていませんよと、そうじゃないと、いわゆるNPOの活動っていう、そういったボランティア活動も含めて、いわゆるお金持ち、働かなくてもそういったことをずっとやっていけるような裕福な方の活動しか考えられなくなるっていうのが、実際になってしまうのかな。誰しも気軽に参加できるということを継続させるっていうことの上でも、こういう非営利っていうことで、イコール利益を上げちゃいけないという考え方をすると、非常に危険であるということを、ご理解いただきたいということになります。

もう一つです。12ページの中ごろに、ちょっと枠で囲ってあります。見出しのほうでは「地縁型組織も広い意味でNPOなのですか」という質問形式になっています。ここでこの枠の中では、有志型NPO、地縁型組織、あとは行政、それぞれに活動領域から構成員から、こういうふうな説明が出ております。ここでよく言われるのは、この地縁型組織、福井で言うと自治会です。町内会と表現することもあります。自治会のことを指しているとうご理解ください。

じゃあこれはNPOとしてどうなのということでございますけども。ここで表現もしていますけども、広い意味で言うとNPOという範疇で考えております。ただしです。いわゆる公益っていう活動がいったい何を指すのかっていうことです。条例の、さきほどちょっと出てきましたけど、不特定多数の者の利益っていうものが公益なんです。じゃあ不特定多数って、いったい誰のことを指すのっていうことになるんですけども、福井市で言いますと、福井市民全部です。不特定多数って言いますと。じゃあ自治会っていったいどうなのってことです。その不特定多数に当たるのかどうかっていうところですけども。いわゆる自治会の活動っていうのは、公益ではなくて共益という言葉を使うことが多い。共の益です。これはどういうことかっていうと、その構成員のために一生懸命いろんな役員さんが仕事をするとか活動をするっていうのが、共益なんです。

この説明が10ページのちょっと戻っていただくと、(2)の「公益とは」っていう、この中で少し説明は述べているんですけど。要は公益性か共益性かっていうことで、自治会のほうはどちらかというと共益的な意味合いが強いということで、厳密に言うとNPOとは違うだろうっていう考え方もあります。しかし、その活動というのは、やはりその地区のためにということで、福井の場合はわかりかしどっちかというとNPOの一部だよねっていう考え方を取っております。ちょっと思い違いっていうのがありますが。いずれにしても自治会もそうですし、有志型NPOって書いてあります、こういった一般的なNPOっていう、ここの非常に今後大事となってくる団体ですよっていう意識を、持っていこうということでございます。

こんなんでもよろしいでしょうか。

高田部会長

よろしいでしょうか。

今、ちょっと私、申し上げたかったんですが、ご発言されるときには、恐れ入りますが挙手をさせていただいて、お名前をお願いしたいと思います。これはなぜかと言いますと、記録を取っておりますので、お名前が間違ったりすることがないようにということで、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、今のことについて、ほかに何か質問とか、あるいはご意見とかございますでしょうか。

このような、協働で責任を担う都市をつくるということで、市民活動を促進したいと、今ご説明がありましたのは、いわゆる自治会のエリア型の市民活動として、それから後、子育てとかそういったテーマ型の市民活動、様々あると思いますけれど、そういうものの活性化、特にこの第1部会では、みんなで言うのが、たぶん中身が色々出てくると思います。行政も当然のことですけれど、市民も活動できる場所があれば、さまざまな形で、仕事で培った能力とか、あるいは生活の中で培った能力で参加できることがしやすいような形のものを、やっぱり進めていきたいということだろうと思います。

何かこのことについては、ご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応これはちょっと、もしよろしければ置いて、またあとで再び、みんながみんなずっと出てきます。実はこのことと非常に深いかかわりもありますので、そのときにまた色々疑問とかご意見をお出しただけであればいいかなというふうにも思っておりますので、次の第2番目のほうの政策のほうに入っていきたいと思います。

それでは、今、A3のところにあります2枚目のところの「政策② 安全・安心で住みよい都市をつくる」というところがありますけれど、こちらのほうに少し話を進めていただきたいと思います。ここに、現状・課題というのはいろんなものが入っております。ちょっと見ていただきますと、最初に福井市の交通事故状況というのがありまして、黒いポチですね。その次が高齢者の免許証の保有者の割合というのを、書いてあるわけです。これが交通関係、あるいは交通事故関係に関するものなんですね。それから、上から3つ目のポチですけれど、少子化、高齢化、外国人の増加に伴う窓口の申請業務の話が出てきております。

それからその次に、国際交流、国際協力、多文化共生というのが出てきて、同様に外国人市民の話が出てきます。下から5行目のところで、消費生活の悪徳商法等の話が出てきます。その下は男女共同参画の話で、性別役割分担意識、その下が、職場における均等な機会の確保、それからその下は、少子化の話、その少子化のための、安心して子どもを生み育てるという話が、この現状・課題に出てきておりまして、政策方向性として、右上にありますような「多文化共生」それから「交通安全の市民意識の向上」「男女共同参画意識の啓発」「消費者行政の充実」「市民サービスの向上」「子育て環境の整備」というのが出てきて、その下に施策として黒く書いてあります。「みんなが主体となって地域の国際化を進める」「安全で安心な消費生活をおくることができるようにする」「交通事故の少ない安全で安心な都市をつくる」「市民生活に密着した窓口サービスの利便性を向上させる」。「男女共同参画社会をつくる」「安心して子どもを生み育てられる環境をつくる」というのが挙がってきております。

いかがでしょうか。このことについて、皆さんが、例えばこの政策の名前とか施策の方向性とか、具体的な施策とか、このことについての何かご意見、ご質問がありますでしょうか。

三ツ屋です。政策の中でも安全安心っていう、「安心」という言葉が、そういった中には、非常に地域の中において連帯性が薄れているとか、地域住民のつながりが非常に薄れているということが言われていまして、現状そうだと思うんですけども。そういった中で、一人暮らし高齢者の方にしろ、障害者の方にしろ、いろんなそういった方々と地域住民とのつながりっていうのが、非常に一般的にもなくなっている中で、そういう援助を必要とされる方々は、ますますそういったつながりが希薄化している。そういった方に対する現状と課題の内容が盛り込まれていて、それに対する政策というもののへ寄与されるんじゃないかと。

高田部会長

ありがとうございます。安心ということで言うと、例えば一人暮らしの方等に対する連帯で、そうしたら市民全体の連帯も、全体的に言えば、その地域のかわりに希薄になっている可能性があるんだけど、そういうものをこの現状・課題の中に入れて、施策としても挙げておいたらどうかということですね。いかがでしょうか。

これは、実はちょっとやっかいなんですけれど、政策の内容をちょっと、次回についているところがあるんですが。ここにもまた高齢な話が出てくるんです。これは具体的には、安心して老後を暮らせるということで、生きがいと……。これは、福祉サービスの話なんでしょうか、ここの部分は。

事務局（吉村室長）

そうですね。政策④のところは、どちらかというと福祉関係のことが中心になります。そういう意味では、高齢者の方とか障害のある方、そういった方々の課題は、地域を巻き込んでということもあると思うんですが、どちらかというと、この政策④のところにまとめてということですので、今言われた現状・課題も、どちらかというとこちらに入れていただいたほうが、わかりやすいかなとは思いますが。

高田部会長

安心ということで言うと、事故とかそういう話なんでしょうか、②のほうは。

事務局（稲津市民生活部次長）

そうです。そっちのほうです。

高田部会長

そうすると、子どもを安心して生み育てるという事柄も、本当はここではなくて、こっちの④のほうに入るのでしょうか。

例えば今ご発言がありました三ツ屋さんの話で言えば、④のところで見ると、現状・課題の一番下のところのこれに入っているんですけども、いいんでしょうか。「保健、医療と福祉、また家庭、地域と社会全体が連携協働し、市民が安心して暮らせる環境づくりへの取り組みが求められています」というこの中に、非常にこれはたくさん入ってますよね。保健、それから医療と福祉、それから家庭、地域と社会全体、色々入っているんですけど。例えばこの中に入るとということなのではないでしょうか。

施策とか政策の方向性の中で、これは、福祉サービスだけではないので、というのはありますよね。

今言った連帯のことについては、市民のほうからも、この第6次を考える上での、たぶん重要なキーワードだったと思うので、色々出ているということは、この中に書いてあったと思うんですけど、ぜひどこかに入れておくべき事柄だと思うんです。

ほかには何かありますでしょうか。そういう形でよろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

はい、お願いします。

加畑副部長

加畑でございます。

6項目の中に、少子化の進む中で、「安心して子どもを産み育てる環境をつくる」と「結婚、妊娠・出産、子育てへの支援を行い、子供を産み育てることに、夢の持てる環境の整備をします。」と書いてあります。これの具体的な項目は入らんのですか。

高田部長

具体的な項目を、この中に入れるということですか。入らないかということですか。

加畑副部長

はい。何を目標にしているか。夢を持てるだけじゃ分からないなと思って。

高田部長

このことについて、それでは少し説明いただけますでしょうか。この中に、具体的なものはどんなものが入るのか言ってくれということですね。

事務局（吉村室長）

夢を持てるっていうのは、夢がどういう中身かということですか。

加畑副部長

ええ。そうです。

事務局（吉村室長）

難しいご指摘ですね。

高田部長

あるいは、具体的な施策は、これは例えばどんなものを想定しておられるのかということとで、いいかとは思いますが。

加畑副部長

どうのことをしようと。

堀内委員

ゆとりも多少認められると。夢があるというのは、そこから始めてきているんで、支援もない地域で生活に追われていると、とても夢なんてありませんよ。そういう視点じゃないでしょうか。

事務局（吉村室長）

色々価値観がありますので、なかなか、お子さんを産むことについてやっぱり大変だとか、そういった考えをお持ちの方が増えているようだと思います。そういう意味では、前段で書いてありますように、結婚、妊娠・出産、子育て、こういったところにも支援を行うことによって、そういう不安の解消といいますか。不安の解消っていうことを、形としては夢を持てるという書き方をしているような感じにも見受けられるんですけども。

具体的には保健的なことで、保健センターのほうで色々母子の健康相談みたいなものもありますし、例えばアオッサの中で子育ての支援といいますか、そういったような中に。そ

ういった中で不安を解消して、子どもを生んでもちゃんとやっていける、そういった環境をつくるというような意味合いの文章にはなっていると思います。

それを「夢の持てる」っていう部分がどういうことかなっていうのが、説明がちょっと難しい部分もありますけども、気持ちとしてはそんな感じかなと思うんです。

事務局（稲津市民生活部次長）

市民生活、ちょっと。申し上げますと、これは政策を考えさせていただきまして、その現状をちょっとここに載せてございます。少子化と申しますか、子育て環境と申しますか、それに関しては少ししか書いてございません。下からの丸チョボ2つぐらいとか、書いてございませんが。

私どもは、もう少し施策を右に考えてございます。夢の持てるっていうような。その中でももう少し詳しい現状を把握、今、もっと精査をしないとあかんのですけども、現状を把握しておりますが、今、堀内委員がおっしゃったように、男の方で60時間以上の勤務、仕事をされていて余裕がないという現状もたくさんございます。

実はそういうようなことも細かく踏まえまして、今も現在動かしているんですけど、今年こういうふうな子どもプランっていうのを新たに、次世代二次として実行プランを既につくりました。今、総合計画の中でどう位置付けをさせていただきますかと申しますと、施策は大きく「夢の持てる」っていうような目標を掲げさせていただきまして、これを受けて実施計画を進めていくということを、私どもは今考えております。

ここの表現では、「夢の持てる」っていう、部内でもだいぶ協議したんですけど、政策の言葉遣いとしてはちょっと緩いかも分かりませんが、これを受けた実施計画の中で、またお示しがでてきていると思うんです。そういう形で、これはそういう表現をさせていただきました。

高田部会長

そういうことだそうです。それでよろしいですか。はい。

ほかに何かありますでしょうか。

三ツ屋委員

すいません。ちょっと戻ってなんですけど、よろしいですか。

最初のところの中の現状・課題の中に、丸チョボの4つ目に定年後世代（団塊の世代）の能力ということで、提示されているところがあるわけなんですけど、これは特に括弧書きで団塊の世代っていうものを入れている意味が何かあるんかどうか。それをちょっとお聞きしたい。

高田部会長

いかがでしょうか。政策の①の現状・課題の中の上から4つ目のチョンですけれど、「市民協働に対応できる市民活動団体の育成や定年後世代の能力を」って書いてあるんですけど、「定年後」って書いてあるのは、何か。

三ツ屋委員

団塊の世代ということで括弧書きで入れてある理由は何か。

高田部会長

特別何かあるのかということだそうですけど、いかがでしょうか。

事務局（桑原市民協働・国際室主任）

今ちょうど、もう済みましたが、ここ2～3年ぐらいのペースで、団塊の世代が一気に退職されていってというような表現を見る機会がおおございました。そういった方のいわゆるマンパワーを活用していけないかっていうのも、2～3年前から論じられていたわけでございます。ここであえて、そういった少し旬なことでございますので、団塊の世代って言いましたけども。今後、実はそこだけのターゲットに見ているわけじゃなくて、たまたまそういった時期なので、そういう表現をしておりますけども、ポイントとしては、やはり定年後のいろんな方の能力を生かしていただきたいということのほうが主でございます。

三ツ屋委員

結局、やっぱり言葉にこだわって、団塊の世代ってある一定期間の年齢層になりますので、あえて書いてそれでないわって捉えられないかなという気持ちがしましたので。

高田部会長

ないほうがいいのでないか。団塊の世代だけに期待しているというわけではないと思うんですけど。ほかにいかがでしょうか。

谷口委員

いいですか。「みんなが主体となって」ってところで、多様な文化との交流っていうのがあるでしょ。

高田部会長

すみません。1枚目ですか。

谷口委員

2枚目の。政策。

高田部会長

政策の②。はい。すみません。どういうことでしょうか。

谷口委員

みんなが主体となって。

高田部会長

はい。施策の一番上。

谷口委員

国際化を進める、ということやけども、これ、多様な文化ってなってるわね。文化との交流っていうことで、2行以下で。これ、文化だけでは、これからはもう難しいんじゃないかと思うよな。技術的なことも入ってくると思う。こういうことを明確にうたったほうが、今後のためになるんじゃないか。

何でこういうことを言うと、私どもフラトン市へ行ってきたんやけども、あっちの技術的な進みがあるということが一つと。それから簡単な話が、例えば木材のチップなんかでも、向こうは樹木の下とか公園のブランコの下へ敷いたり、事故が起きないと、そういう技術的なもんや環境的なもんがあるんで、この文章の中にただ「文化の交流」というだけではなくて、そういう技術面の交流というものも今後捉えていったほうがいいんじゃないかなという感じがしますね。

これはもう、中国も行ってきましたし、確かに文化交流は盛んにやっていますけれども、

いわゆる技術的なものの交流というのも非常に必要になってくるということを、今。

高田部会長

ありがとうございます。これはいかがでしょう。文化と技術、文化の中に技術も入っていると理解されていいのか。どうなのでしょう。

事務局（稲津市民生活部次長）

どうですかね。その部分の記載とどういうするかっていう話なんです。違いますか。検討させていただきたい。

すみません。市民生活部です。今の谷口委員のご質問ですけども。どこに掲げるかっていうのは、ここに、私ども市民生活の分野をお預かりする立場として、いろんなことを思いまして、産業交流とかいろんなことが考えられると思います。特に幅広いものでございますので。

私どもは今姉妹都市交流をやっていますが、そのきっかけをつくるための交流っていう分野を、今受け持ちをさせていただいているんですが、いろんな成果っていいですか、効果っていうのも期待しないといかんし、期待をすべきであると思います。その辺の表現はちょっと、政策調整室といっぺん協議させてください。

高田部会長

ということでよろしいでしょうか。ほかの専門部会のところで、もっと産業にかかわるような部分に入れたほうがいいかもしれないということで、その辺のところをちょっと検討させてもらえないかということですね。

事務局（稲津市民生活部次長）

そのほうが進みやすいと思うんです。

高田部会長

どうでしょう。あえてそうではないという。

谷口委員

もう一つの例を言いますと、福井市と例えば結城市との交流、姉妹都市ありますね。そうすると、文化交流は色々あります。盛んにやっていますが、そのほかにどういうものを増やしているかといいますと、冬場に福井に白菜がないというときには、結城市には白菜がいっぱいあるということで、それを学校給食のほうへ持ってきてもらうというような交流。そういう産業的な交流も、今言われたように動いてきている。そういうことを考えると、やはりもうちょっと直したほうがいいと。

高田部会長

そうですね。難しいのは、同じ1つの多文化共生のような話であっても、いろんな部分とかかわっていると、ばらばら書いてありますよね。どうしても不足になりやすいんだと思うんですけど。だから、どこへ入れたらより良いかということについて、少しお考えいただきたいと思います。市のほうにお考えいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それとも、ここに入れたほうがいいと。

谷口委員

文章的にね。

高田部会長

安全・安心でよろしいですか。というご意見だそうですので。一応ご意見として伺っておきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。ほかに何かお気づきの点がございませうでしょうか。基本的に、これじゃあおかしいというのであっても一向に構わないという、最初、市側のご説明にあったのですけれど、そのことも含めて、何かご意見があるかと思ひますけれども。

堀内委員

堀内です。安心して子どもを生み育てられる環境。これは、一代ぐらい前の時代ですと強制的に、提案も出ていますように、強制的に親が結婚を進めさせていましたわね。現在は恋愛とか職場結婚とかそういう形で、男女間の、どうしても口が重いというふうになると、結婚に至る状況っていうのが非常に弱い。そういうことから、最近はお県の方でもいろんなそういう出会いの場を設けたりやっていますんですけど、やはりここだけで、安心・安全拡大というふうに、具体的なこともこれから、これはテーマで書いてあるんだろと思ひますけれど、いくら人口を増やすとか何とか言ひましても、そう簡単にいくもんじやないと思ひます。地域性を考えながら、そういうふうな場をつくり、そして出会いをつくり出すいろんな多面的な方策が、これから求められていくんじゃないかと思ひます。

高田部会長

市もたぶん、それはやっていると思ひますけれど。ボランティアで男女が一緒に出会うという場をつくって、それで長い間一緒にボランティアをしながら、お互いに知り合ひましようというようなことを、たぶんやっておられると思ひますが。

ここでは、基本的にはあれですか。大きな政策と、現状・課題からいったときの政策とか、あるいは施策で、具体的にこの中の主体については、ここから先はまた色々、それぞれのところでご検討いただくということになるので、この会議では、むしろこの中そのものがいいかどうかとか、もっとふさわしいものがあるのではないかと、そういうことについてご議論いただきたいということで、よろしいでしょうか。

事務局（吉村室長）

こういったものに基づいて、具体的にどういう事業をやっているというのは、この先の話になります。ただ、こういう事業をやったほうがいいんじゃないか。そのために、文章はこういうふうにし直したらいいんじゃないか。そういう議論は結構でござひます。

高田部会長

ありがとうございます。この件と、その下に配置すると、今のこの程度でちょっと足りないかもしれないんですけど、よろしいですか。

堀内委員

もう少しかな。

高田部会長

そうですね。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではちょっと、先に進んで申し訳ないですが、③のところはちょっと入ってしまひたいと思ひます。もちろん①、②にまた戻っていただくのは一向に構いませんので、また戻っていただければと思ひます。

一応③のところですが、ここは「環境にやさしい持続可能な都市をつくる」ということ

で、「ごみの減量、資源化の推進や、安全で快適な生活環境の保全、地球温暖化といった地球規模の環境問題について、市民、市民組織、事業者と連携・協働して積極的に取り組む。」と。

現状・課題としては、まずは連携ですね。よりいっそう環境ネットワークの強化を図りたい。それから、ごみの排出量の問題です。それから、ごみの総排出量で資源ごみの割合をもうちょっと高めたいということです。それがちょっと低いのではないかな。それから、環境への負荷をなくしたい、ということで連携してごみの減量と資源化の推進を進めましょう。それから、継続的に適正なごみ処理をするための施設の機能維持と、収集運搬体制の確保ということも挙げられていて、そして施策の方向性として、持続可能な社会の構築に向けた市民意識の啓発、家庭における環境活動の推進、資源循環型社会の形成というのが挙げられています。

施策として、右側に「環境にやさしい都市ふくいを実現する」「循環型社会の形成を目指すとともに、ごみの適正な処理をはかる」というのを、挙げたいということだそうです。

このことについての、何かご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

ここは環境問題で扱っていますけれど、環境問題はほかのところで、確か水のこととか扱っているところはあったと思うんですけど。あと都市ガスですね。それからあと、水と……下水もありました。

高田部会長

下水ですね。あと、ここは主にごみの話になっているんですけど、これで全部網羅されているんでしょうか。

谷口委員

この環境の問題というのは、ごみの問題を指摘しているわけで、すべての環境というわけではなく、ごみだけに限定しているね。

高田部会長

そうではないですね。

事務局（稲津市民生活部次長）

違います。

高田部会長

違いますよね。ですから、ほかのところでも水は使っていますけれど、あとは環境の中では、ごみとその資源化だけなので、ほかにはないのかしらと思うんですけど。

事務局（稲津市民生活部次長）

ここでちょっと挙げさせていただいたのは、今の、ちょっとお仕事で申し上げた方が分かりやすいかなと思いますけど、今、気象が温暖化の影響で考えられるっていう異常気象とかたくさんあります。それに対して、私たちの生活でできること、例えばごみを減らしたりすることっていう対応をしていこうっていうのが、私どもの今の仕事です。例えばゴーヤでグリーンカーテンをしたり。私どもとしてできることを、まずやっていこうという事業が1つ。大きな環境を相手にやっています。

もう1点は環境保全っていう考え方で、例えばある事業所がちょっと川へ垂れ流しをするとかいうことも見受けられますが、水質汚濁とか大気とかで、だいたい6つの側面で環境基準っていうのを国で定めていますので、それが守られているかという監視の仕事を、

まずしています。地味でございますけど。それは、福井の場合はクリアをされているっていう部分もございます。

それともう一つは、皆さんの一番身近なごみの処理という部分が、やっぱり皆さんの思いからすると、課題としては大きいだろうということで、ごみの部分をちょっとここへ挙げさせていただきました。これは、ごみだけの仕事じゃないということでございます。ごみもすべて絡むんですが、皆さまの生活の一工夫と、我々がごみの減量化の推進を進める。それは、やっぱり大きな環境に対する影響を和らげようという大きい目標の下に、仕事をしているっていう意味合いで、ちょっと挙げさせていただいたんです。

その中で、今、下水の部門。部門もございますので、部門ではそれだけ取り上げて対応されている。そのほかのことが、私どもに来るのかなと思っています。

事務局（吉村室長）

基本的には環境全体がここに入っておりますけども、下水といったようなインフラの整備というのは、ちょっと別のところで挙げているような感じで、そういう下水みたいなインフラ整備じゃなくて、市民意識とか、そういったものを含めて全体的な環境が、こっこのほうに入っているというような感じの捉え方。

高田部会長

例えば、ひところ色々言われていたISOの取得とか、ああいうのはほかのところで取り上げているわけですか。

事務局（稲津市民生活部次長）

ISOの取得っていうよりも、それを推進するっていうのは、私どもの環境部門でやっています。

高田部会長

それはやっぱり、どこかで、ほかのところで挙がっているとか。

事務局（稲津市民生活部次長）

それは、ここの大きな意味の中で、今度は施策の実施計画のほうで色々挙がってくると思うんです。

事務局（吉村室長）

「環境にやさしい都市ふくいを実現する」この中に入るという。

事務局（稲津市民生活部次長）

そうなんです。この施策を受けまして、もう既に現状、私どもは細かく分析をして次の実施計画をつくるわけでございますけど、その中でやはり、こういうような環境問題というのは幅広いものですから、逐一そのすべてのテーマを挙げていくと、逆に分かりにくくなってしまう。実施計画のほうで、例えば環境基本計画とかそういうものは、今改訂していますけど、その中で実施分をお見せできるのではないかなと。お見せしなければならぬですしね。

高田部会長

そうすると、その場合には、この基本目標とか施策の中のどの下のほうにつくんですか。ここの第1じゃなくて、もっとほかのところでつくることになるんですか。

事務局（稲津市民生活部次長）

当然、この施策を受けて、今度は実施計画になるわけですから。来年これができる。

事務局（吉村室長）

必ずしも来年というわけでもないけど。これを受けて、あるいは改訂するようなものもある。

基本的に総合計画っていうのは、こういった形で、目的をある程度審議しまして、その下に、環境の分野でいきますと環境基本計画というものが、個別計画として下にあります。市の中でいろんな個別計画がございますけども、それを実施するための個別の計画は、その下にまたぶら下がるという形の仕組みといたしますか、そういった、総合計画が上のほうである程度大きな目標として、基本目標が4つほどあって、ちょっと広がってこういう三角形であるとする、その下で色々な個別政策があるという関係です。

高田部会長

そうすると、そういうものを示唆するというか、その施策の中で、例えば環境なら環境の問題が第1だけでやるわけではなくて、もっとほかのところでもたぶん入ってくると思うんですが、その計画の中身が。今言ったような事柄については、例えばISOなんかを含めた推進とか、あるいはさっきおっしゃっていたグリーンカーテンとか、あるいはビルの上をグリーンにするとか、市がだんだん緑化しなくなったので、その分をどうやって回復するとか、といったような問題もあるでしょうし、あるいは、自動車から公共交通へというのものもあるでしょうし、あるいは自動車自身をもうちょっと違う形のものにしていくといったようなことから、当然環境にやさしいっていうのはありますが、これは第1が扱うんじゃないくてほかのところに、それが示唆する。例えばこの施策を見ると、この環境にやさしい福井何とかとか、あるいはその下に何も書いていなくて、主に書いてあるのが、どちらかというと、ごみがこうずっとあるので、ごみは非常に重要だとは思いますが、それが例えばほかの専門部会の中にどこか示唆されてというのがあるかと。

事務局（吉村室長）

それは、今言われたようなことは、ここの中に入れないといけないと思います。

事務局（稲津市民生活部次長）

今、先生がおっしゃるように「環境にやさしい都市ふくいを実現する」という施策をちょっとご覧になっていただくと、地球温暖化の環境問題に対応するという、一つの施策目標を掲げてございます。これの中に、これの実施計画として、ISOの推進とか、グリーンカーテンの施設とか。

例えば、谷口委員がおっしゃりたいのは、もっと幅広いでしょと。例えば農林部の仕事もあるでしょう。いろんな仕事があるでしょっていう中で、そういうものをまたお出しをしていきますし、次の事業者などに対して、さっき申し上げました環境保全という仕事も受け持っておりますので、その辺の実施。こころ辺がちょっと、この文言で、こういうふうな政策目標を表させていただいて、その細かい実施計画が、今室長が申し上げたとおり、次の実施計画を表していくというような段取りになると思います。

高田部会長

それは分かりましたけれど、例えば、具体性がこの中に表現されているということについて言うと、ごみの場合3Rまで丁寧に書いてあって、細かいなというふうに思うんですが、そのわりにはほかのところが非常に、地球温暖化の一言で書いてあると言われると、うーんと思ったもんですから。どうも失礼いたしました。

事務局（稲津市民生活部次長）

いえいえ。すみません。

高田部会長

ほかはいかがでしょうか。はい、お願いします。

高畑委員

この協議会は、我々２年間の期間を受け持って。

高田部会長

１年間。１年間ですよ。

高畑委員

それで、今日はこういうテーマに対してあれなんでしょうけども、この期間の間にどういふことをやっていくんかっていうのを、前もってある程度のやり方が分かると、例えば今回はこういう問題で協議するとか、細かいことはいつやるぐらいのことが分かんると、ここで今いろんな問題が出ていると思うんです。そのたびにいろんなことで話を聞くと時間もかかるし、そういう要点をわかるといいんじゃないかなと思うんですが。

事務局（吉村室長）

基本的には最初の審議会で、だいたい日程はお示しさせていただいておりますけども、来年の３月ぐらいまでに諮問案に対して答申をいただきたい。そこまでが、一応この審議会にお願いをしていることになります。

ただ、審議会の設置条例上で任期を２年とするとなっておりますので、２年という形で委嘱状はお出ししておりますけれども、基本的には答申をいただいた時点で、仕事としては終わりということでございます。

高田部会長

だから、細かい施策のところまで、この委員会は直接はかかわらない。むしろそこに反映してもらうための目標の在り方とか、あるいは政策の在り方とか、この現状・課題でいいのかどうかとか、それを踏まえた上の政策の方向性とか、施策とかの中身の在り方とか、そういう事柄についてご審議いただいて、これをほかの専門部会と突き合わせながら、重複するところとか、あるいはあっちに移したほうがいいのかっていうのも含めて、最終的にはそのことについての答申をするというのが、今回の私たちの委員会の役目です。

高畑委員

部会が何回かありますね。この部会、例えば今、会長さんがおっしゃったのは、今回と来月に、次回は⑤までとか、そういう流れを、もうちょっと早めに分かっていると、いろんな質問をするんでも、何かまたよりやすいのかなと思っています。

高田部会長

ありがとうございます。これは、皆さんには回っていないのでしょうか。ないんですか。そうですか。一応お返ししてもいいのかなと思うんですけど。今日帰るときにはお返しいただいて、一応あらかじめこんな感じで動きますということを、お示しいただいたほうがいいかなと思います。私、皆さんに回っているのかと思ったんですけど。

この２回で、この①から⑤をだいたい議論しまして、そして３回目で、基本目標「みんなで安心して暮らす」というところを最終的にやった上で、第１回目のほかの専門部会の

ところとの調整をして、それで調整の結果として、もういっぺんまた専門部会に降りてきてという形で、最終的に全体の案ができるという段取りになると思います。

それですから、今日とそれから次回は、それから3回目ぐらいにも延びてもいいかなと思いますけれど、この辺のところを、いろんな質問とか、これは小さいかなと思わずに、どうぞどんどんお出しいただいたほうがよろしいかなと、ちょっと思っております。

谷口委員

今の環境問題の話で、国が今現在CO₂の削減で、2020年までに25%、2050年までに80%削減。これはやっぱり福井市としても、ある程度、5年、10年ということを考えていくと、これくらいは削減しておきたいという、現在の部署のほうでは目標を持っているんじゃないかと思います。そういうことをやはり、この施策にも打ち出しているほうが、パーセントで話をする、市民の方も分かりやすいんじゃないか。そういうことを考えて、この中へも打ち出していく必要があるんじゃないかな。こういうことを思っています。

高田部会長

ありがとうございます。CO₂の削減について国は明確に目標を出しているけれど、市としても出したらいかがかというご意見でした。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと先にいって、④の私のほうで進めさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、2回でこの中身をだいたい処理してくださいと言われていきます。もちろん、時間が足りないということで、もう1回専門部会を開きましょうということではできます。ということですが、一応今日できるだけ見て、次回、もう一度色々ご覧になって、その上でいろんな質問とかご意見をいただくのがいいのかなと思いますので、今日は先に④のほうを進めさせていただきます。

政策の④「すべての市民が健康で生きがいを持ち長生きできる都市をつくる」。さっき②とちょっと重複する部分もあると申し上げましたが、「みんなが支え合って、健康で生きがいを持ち、笑顔で長生きできる都市をつくります。そのために、生涯を通じて健康に暮らし、高齢者、障害のある方が社会参画でき自立して安心して暮らせるようにします。さらには、子どもの成長と子育て家庭への支援をと安心して子どもを生み育てられるようにします。」と書いてあります。

現状と課題では、まず、高齢化社会が進む中、まあ、これは社会だと思いますが、「高齢者が生き生きとした生活を送ることができる環境の整備」それから、「障害があっても当たり前で暮らしていけるまちづくり」それから、「子育てに不安を感じている親が、安心して子どもを生み育てられる環境づくり」それから、「生活習慣病を予防するための健康づくりの取組」それから最後に、これも非常に大きいですが、「保健、医療と福祉、また家庭、地域と社会全体が連携協働し、市民が安心して暮らせる環境づくりへの取組」という形で、現状と課題が述べてあります。

政策の方向性として、「子育ての不安と負担の軽減」「子育てと仕事の両立の支援」「自主的な健康づくりの支援」「地域における必要な福祉サービスの確保」「高齢者や障害者の社会参画と自立支援」というのが挙がっております。

具体的な施策として右側、大きい分類ですけど、「生活困窮者の自立を支援する」「障害のある人が安心して日常生活や社会生活ができるようにする」「高齢者が健康で生きがいを持てるよう支援する」「児童の健全な育成を支援する」「地域における子育てを支

援する」「安心して医療を受けられる社会を実現する」「安心して老後を過ごせる社会をつくる」「介護予防の充実をはかる」「充実した介護の体制づくりをすすめる」「生涯にわたる健康づくりを支援する」という施策として立ち上げたいということで、案が出ております。

このことについての皆さんの疑問、それからご意見などがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高畑委員

これ⑤番の「災害に強い安心・安全な都市をつくる」これは、私の場合は障害者ですけど、災害の場合にもかかわりますので、別々に分けないで一緒にこう。

高田部会長

構いません。どうぞ。

高畑委員

いいですか。障害者の立場として説明しますが、私の場合、私は、地元は清明地区なんですけども、それも障害者とか高齢者に対しての、災害時の、なったときの対策を色々やっただけで、いろいろあるみたいなんですけど、実際そういうときになったときに、ある地域の自治会長さん曰く、協議会では一生懸命皆さん、あれもしろ、こうしろってやっているんですけど、実際になると、もうわしの家族が第一の、こないだ防災訓練ですけど、なかなか周りの人のところへ行きたいけども行けない。そういう声を聞いているんですね。

そういうときの、我々がどういう対応、障害者の私らが、どういう対応をしたほうがいいかというのも、何か研究したほうがいいのかなと思うんです。そうせんと、ただこういうテーマだけをしていても、実際そういったときに行動ができないと何もならんのかなと思うので。そういったときまでも踏み込んで、ここで議論できるのかなと思って。そこまできかないんですか。

高田部会長

それは、具体的な施策の中身について、ここで協議ができるのかということですか。たぶん、どうなんでしょう。大きい施策だと、今この⑤番とかは非常に深い関連がありまして、むしろ⑤番だけではないですけど、④番と⑤番とやっぱり関わりがあるんだと思うんですけど。具体的にどういうふうにするかということについては、先ほどのお話からたぶん推測するに、あとでちょっと確認したいと思うんですけど。要するに、ここでは大枠のことは決めるけど、具体的にそれをどうやって乗っけるかということについては、あとで審議されるということだと思うんです。

だけれど、例えば市民と協働ということですので、逆に言えば、障害者の団体の皆さんで、そういうことについての勉強会で、どなたかを呼んでお話しするとか、地域の方と一緒に話しするとか、どんな方法があるのかということについては、積極的にいろんな形をつくって発言されることは、非常に重要なことだと思います。

その立場になって、いざというときに想像することが、なかなか欠けている場合もあると思うんです、ほかの人は。そういうのをやっていただければいいかなと思うんですけど、この場でそれをするのができるのかということですが、これはいかがなんでしょうか。

事務局（吉村室長）

基本的には、先ほども申しましたが、個別の具体的な事業については、ここの中に

計画、事前の書き込みというような予定はございません。この目標に向かって何をするかということは、それぞれ実施計画といいますか、具体的にどういう事業をするというのは、いろんな形の実施計画がありますけれども、実際事業化するのは、これを受けてということになります。

ただ、今おっしゃったような中身の、こういった事業が必要なんではないか、そのためにはこういう書き込みをしたほうがいいんじゃないか、そういったことはいいと思います。

例えば災害のときの、高齢者の方とか体の不自由な方の避難については、現在危機管理室のほうで、福祉部門とも連携しながら、自治会長さんのほうに、そういう方々はどういう方がいらっしゃるか、個人情報もあるんで、なかなか難しい部分もあるんですけれども、そういう災害のときに1人で避難できない方について、自治会長さんを通じてリストアップして、その方々をどうするか、そういった計画づくり、あるいは具体的な支援体制をどうするか、そういったことは、実際に今計画をつくってやっております。

やってはいるということですが、そこら辺をご存じないとしたら、PRとかそこら辺の問題もちょっとはあるのかもしれない。書き込んではないけど、そういうものをたくさんやっているのは、実際としてはあると思います。

これがどこに入っているかというようなこと、⑤番にもなるのかとは思いますが。

高田部会長

はい、お願いいたします。

事務局（加賀福祉保健部次長）

④につきましては、福祉保健部内の事業が、この各施策にぶら下がってくるわけです。その方向性を示しているのが、この羅列された施策なんです。障害者の方に対する具体的なサービスをどうするんだっていうことを書いたものが、④なんです。障害者に対するもろもろの日常生活は、そのサービスだけで成り立つわけじゃないですから、災害の要援護っていうことも、当然かかわってきます。それについては、ほかの部での安全・安心という分野で、方向性を市民という形で示しています。

市民っていうと、別に障害者、高齢者って特化したものじゃなくて、すべてのあらゆる人、あらゆる状況にある人が含まれます。総称して、市民の安全・安心の生活。その中にいろんな事業が、施策が、方向性が示されて、そして事業が付いてくるということになっています。

ここは、福祉保健部の障害者っていう、福祉サービスっていうところに視点を置いて、方向性がこれでいいかっていうふうに考えていただきたいと思います。

谷口委員

いいですか。今ほど言われているんですけど、それよりも私は、この施策というのを今ちょっと見せてもらったんですけど、これ、10項目あるんですけど、上から4番・5番、6番・7番、8番・9番と、2つずつくくったほうがいいと思うんです。一緒のものだから。

なぜやというと、これは書けば書くほど不満も多く出てきます。このことに関して。こういうことをやったら、市民の人が「何や」というようなもので、これは半分に減らしたほうがいい。私はそう思います。

森下委員

私も言おうと思ったんです。これは結構、見出しの書き方を考えればいいと思うんです。

事務局（吉村室長）

高齢者の生きがいとか安心して老後をすごせるとか。

森下委員

政策②の下ですけど。②の最後の、「安心して子どもを生み育てる」っていう、これは、こっちに入れることはできる。

高田部会長

そうですね。これをどこに入れるかというのは、あると思うんです。今おっしゃるようなことは、逆にいうと、安全・安心、住みよい都市っていうところで、そういう問題もありますよね。だから、その問題をむしろこの中に、災害の問題もあるんだけど、というのはあるかなと。そういうのも色々あるはずだと思うんです。

おっしゃるように、その辺の問題はやっぱり、もしかしたら普通のこととして挙げてもらったほうがいいのかなというところもあるだろう。つまり、はざまにうっかりすると入ってしまって、防災はあるし福祉もあるけど、そういう肝心な問題は、連携うんぬんと言われているけどどうするかというような問題もあるので、どこに入れて、あるいは挙げていくか、というのもあるのかなと思うんです。

堀内委員

それと高畑さんがおっしゃるように、そういう障害者の視点、立場に立った、いざというか、行動というか、現実的な問題をよく捉えて文章化できないと、ただ空論みたいになってしまうのも問題だと思う。

実際車椅子に乗ってみて、歩道を今バリアフリーに頑張っておられますけれど、そんなのも実際乗ってみて、毎日実際に乗ってみて初めてそれがどうやったということもありますので、やはりそういう視点に立った現実的な文言を作られるのが、大変いいかなと思います。

事務局（加賀福祉保健部次長）

2番目に、「障害のある人が安心して日常生活や社会生活ができるようにする」この中に、これはあくまでも方向性ですから、施策ですから、まとめた形での表現になっていると思うんです。「障害がある人が能力や適性に応じて生活できるように、障害福祉サービスのニーズ、そして障害のある人の状況に合わせた支援を行います。」この「適性に応じた生活ができるよう、障害のある人の状況に合わせた支援」この中に全部事業として、要援護者の支援制度っていうのも入ってくるんです。ただ、主が防災関係になりますが、その連携で障害福祉課のほうで事業を進めていくっていう、この中に事業が、障害福祉基本計画っていうのがありまして、その中で具体化しております。

これは、全体の市としての基本目標があって、大きな総称した基本計画なんです。その中に各部局での、子どもに対して、高齢者に対して、そして障害者に対してっていう、それぞれ基本計画をつくって、具体化しているわけなんです。これは、大きなところでの総合計画になりますので、どうしても大きな大きな表現の仕方が、細かく表現できないというところがあるんじゃないかと思っているんですけど。

堀内委員

それは分かるんですけども。今言っているのは、例えば児童の健全育成と子育て支援、こういう文言が別々に挙がっているのを、もう少しくくってしたほうが。あまり切り口が多いと、色々指摘される可能性もまた高まるんじゃないかなと思うんです。

事務局（加賀福祉保健部次長）

児童健全と介護予防、介護体制についてということについては、持ち帰りまして考えます。

高田部会長

ほかに何か。はい。

高畑委員

要するに、障害者やで何でもかんでもやってくれっていうんじゃなくて、障害者でもできることはあるんですよ。例えばさっきの災害のことを話したのは、実は今、部長さんも障害者の団体も、こういうことをどう思っているとおっしゃったんで、結局、これをするんでも、障害者の団体そのものも個人情報なんて色々と確認が取れんちゅうことがあるので、要するに、それならばわれわれも、地域で何人か知っているもん同士でもええで、こういう災害があったとき、お互い大丈夫かといったような、できるようなシステムっていうもんを、次長さんも言ったようにできたらいいかなと思うんです。

そういう意見をここで言ったのを、市のほうの施策に反映してほしいなと思っています。そうせんと結局、当事者の意見を今入れてもらわんと、堀内さんがおっしゃったようなことで、机上の空論になる可能性もあるんで、やっぱりそういう部分も、別に障害者じゃなくても、高齢者の問題でも一緒だと思いますけれども、意見は参考にしていきたいなと思っています。

事務局（吉村室長）

個別の具体的なこういうご意見などは、また別途まとめて、今後に生かすという、そういったことは当然させていただきます。

高田部会長

今のお話は、たぶん最初の市民協働との関係もあって、そういう意味では、当事者性と市民と一緒にやっていくといったときに、どうやってそれをやるのかという話でもあって、そういう内容にもかかわっているのかなと、ちょっと思いました。

おっしゃるように、個別の具体的な事柄をここだけで検討するのは当然難しいんですけど、そのことを含めて、いらっしゃるの皆さんにはぜひそれを、つまり、やってもらうばかりじゃなくて、私たちにもできることもあるということで、それを含めて計画に参加するというような事柄もできませんか、というお話だったと思うんです。

この部会は、たまたまみんなでやりましょうということで、市民協働であるとすれば、ぜひそういったような事柄も何らかの形で、いろんな形で反映していただきたいなと思うということだと思うんです。

ほかにはどうですか。はい、お願いします。

刀禰委員

先ほど皆さんが話していたものの続きというか、1つの意見として聞いていただきたいんですけど。施策の4つ目の「児童の健全な育成を支援する」っていうこの文章が、この次の小さな字で書いてある「親と子にやさしい環境をつくります」っていうのが伝わってこなくて、どちらかというと、子どもを中心に施策を進めるような感じにとらえてしまいがちなので、できれば親にも色々やってほしいという、そういう意味も込めて、もっと違うテーマをつくっていただいて、施策の④にするか②にするかっていうのを決めていただきたいなというのが、ちょっと感じたことです。

あともう一つあるんですけど。この政策④自体のテーマの「すべての市民が健康で生き

がいを持ち長生きできる都市をつくる」というのが、「長生きできる都市」っていうのが、何かピンとこなくて。長生きできるっていうよりも、長生きしたい都市をつくるってしたほうが、私はいんじゃないのかなと思いました。「できる」ってなると、強制的に長生きしなきゃいけないって取ってしまう。そういう意味にもとらえてしまいがちなので、「長生きしたい都市」のほうが、いいのではないかなと思いました。

高田部会長

ありがとうございました。親の観点と子の観点という話と、「長生きできる」か「したい」かというご意見をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

実は大変申し訳ありません。私の進行の不手際で、もう既に12時になってしまいました。次回またこの続きをいたしまして、④のところから⑤、そしてまた全部含めて検討したいと思います。

要するにどういうことをここでやるのかというのは、色々質疑応答をしながら、だいたいやることはお分かりいただけたと思うんですが、細かな施策そのものではなく、細かな施策は、例えば前の五次だったらどんな政策が乗っかっていたのか。そんな部分もあるだろうと思いますが、それをもとに、改めてこれを見ていただきまして、こういう文言で果たしていいのかとか、あるいは、ここに置いといていいのかとか、あるいは、こういうようなことで中身がだいたい表現できるのかどうかということについて、色々どうぞ、また、恐れ入りますけど、ご家庭に戻っていかれて、そこで色々見ていただきまして、次回の専門部会のときにぜひ反映していただきますように、お願いしたいと思います。

それでは、どうも長い間ありがとうございました。

【(4) 次会までに準備するもの】

高田部会長

それでは、次回準備するものについて、何か皆さん今の時点でありますでしょうか。人口の全体で、ドーナツ現象で、真ん中がだんだん人口が減って行って、外側も減っていているんだけど、周りのほうにだけ行くという要素は分かったんですけど、その地域を含めて、例えば世帯っていいですか、世帯構成なんかはどんなふうになっているのかなっていうのが、ちょっと私は思っているんです。

それから、特に高齢者の問題のときに、地域包括支援センターというのがありまして、生活圏域でそれぞれのところで高齢者の状況等を把握する区域みたいなものがあるんです。その区域ごとの、公民館とどう重なるのか重ならないのか分からないんですが、高齢者の状況とか、一人暮らしとか、高齢者夫婦の数とか、そういうのが分からないだろうかというのが、私がちょっと思ったのですけれど。

同じように例えば子どもの数、小学校入学前の子どもの数、それぞれの地域の中でどのくらいなのか。それから、小学校の特に低学年から中学年ぐらいまでの、小学校全体でもいいんですけど、数。それから学童保育、それから、小学校入学前言えば保育園等、あるいは、これからの予定のところもあると思いますが、その辺のところのものがいいかなと、ちょっと思っているんですが、いかがでしょうか。そうすると、もう少しいろんな状況も分かるのかなと思っているんですけど。

もし可能であれば、私としては、お願いできないかと思っています。人口構成の何かと、それからあと世帯構成別ですね。世帯構成別の、特に小さい子どもさんと、小学校入学前、

それから小学生、それからあとは高齢者の割合、それから、高齢者の中でも、1人あるいはご夫婦、本当は未婚子とか昼間独居とかっていうことも、同様な課題は抱えるだろうなと、ちょっと思っています。

堀内委員

例えば小学校の区域割では、消費税問題と同じで、禁句になっているんだろうと思うんですけど、順化とか宝永とか、松本とか、地区が入り組んでいて、こっちの学校へ行ったほうが近いんじゃないかなとか、また生徒数の問題とか、その辺もやっぱり、これはもうタブーで、ほんとはしたくないんでしょうけれども、そういう問題も切り込んでいく必要はあるんじゃないかなと。みんな心で思っているけど、反対でなかなかそれが実現できないのが現状だと思います。

高田部会長

高齢化の問題とか、子育ての問題とか、いくつかいろんなのが出ていたんですけど、そういうこともちょっと関係あるのかなと思うんです。もし可能であれば、私としてはただけるとありがたいと思うんですけど。

事務局（吉村室長）

子ども、高齢者の数という意味でいくと、一覧表の形でしかなかかなか出しにくいと思うんです。例えば高齢化の率とか、そういった意味ですと、最初の地図のように地図に落とし込んで、高齢化率は一定以上高いところはどこかとか、そういった形のものは出せると思う。

高田部会長

そうですか。そこで、例えば一人暮らしとか高齢者夫婦とかの。

事務局（吉村室長）

一人暮らしとかは、ちょっと難しい。

高田部会長

難しいですか。

事務局（加賀福祉保健部次長）

いや、それはちょっと。一人暮らしの見守りをお願いしますっていうことでの、登録をいただいている方は分かります。人数は分かります。高齢者世帯もね。だけど、手を挙げていない人がたくさんいらっしゃいますので。

高田部会長

たぶん国勢調査の中で、高齢者のそういったものを。

事務局（吉村室長）

一人暮らしの高齢者って把握はできないですね。高齢者の方がどんだけいるかとか、その区域の中で高齢化率がどのくらいかっていうのは出るんですけども、一人暮らしの方がその地区にどんだけいるか、割合がどんだけかは、ちょっと分からない。

高田部会長

包括支援センターでは、各地域の高齢者の状況を把握するようというのが、仕事としては何かあったような記憶があったので。

事務局（加賀福祉保健部次長）

把握するっていうのは、ずっと実際に回って、在宅の高齢者の方の見守りですね。支援ですね。そういうのは、する仕事になっていますね。

高田部会長

分かりました。じゃあ、高齢者の割合だけでも。もし、地域的に分かれば。今のふうな形の。

事務局（加賀福祉保健部次長）

地域別の高齢化率も全部表になっていますので、お出しできます。

高田部会長

お願いいたします。

それから年少人口とか、要するに高齢人口とかっていうのが分かれば。

事務局（加賀福祉保健部次長）

5歳ごとになると思うんですが、市民課のほうで出ていると思うんです。人口別のね。10歳から15歳は何人とか。そんなのはあります。

高田部会長

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大変申し訳ありませんでした。遅くなりまして。それではこれで、もし皆さんのほうで。

事務局（加賀福祉保健部次長）

ちょっとよろしいでしょうか。

ちょっとお伺いしたいんですが。持ち帰るのにね。「介護予防の充実を図る」ということと「充実した介護体制づくりを進める」という、この2つを1つにという、さっきお話がありましたんですが、私、持って帰って説明するのに、ちなみにこれは、この下にいろんな事業が一緒くたに入ればいいということではあるんですが、介護予防っていうと、元気な高齢者が対象になるわけですね。介護を受けていない方が対象になるわけです。その下は「充実した介護の体制」ですから、既に介護認定を受けて、介護サービスを受けなきゃいけない人に対するサービスについて書いてあるわけですね。だから、対象がちょっと同じ介護でも違うんです。そうすると、長い文章で、介護になる前にはこういう方向性でやって、そして介護になったらこういう体制をつくりますっていう、1つの文章になるわけですね。そのほうがいいですかね。どうでしょう。

堀内委員

それは行政のほうで検討していただいて。でも、分けといたらいいのなら、分けといたらいいんじゃないですか。

福祉保健部（加賀福祉保健部次長）

だから、委員さんの考えが1つのほうがいいということで、そういうふうな状況を理解していただいた上で、1つのほうがいいっていうふうにおっしゃったということですね。

森下委員

この項目があると、パブリックコメントに出すにしても、なくなるだろうし、「高齢者が健康で生きがいを持てる支援をする」とか「安心して老後を過ごせる社会」とか、そう

いうのも何か。だから、この施策の見出しの書き方を何か考えて、マッチした言葉があればいいのかなと思います。だからこれは、ここに介護予防の充実と介護の体制づくりと分けてあったら、たぶん一緒にできないだろうと思うので、見出しの文言をちょっと考えれば、一緒にできるのかなと感じたもんですから。

事務局（加賀福祉保健部次長）

分かりました。どうも失礼しました。

高田部会長

また次回も含めて、いろんな意見が出てくる可能性はあると思うんです。それを踏まえた上でまたご検討いただければいいのかなと、ちょっと思っています。

今日は第1回目ですので、いったいどこまでが仕事なのかということも含めて、色々質疑も出ておりましたので、むしろ次回とかその次が、ある意味色々なご意見がいただけるのかなと思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日の審議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。

6. 事務局からの連絡事項

司 会

皆さま、お疲れさまでございました。私のほうから次回の日程をお知らせしたいと思います。皆さまから色々日程のほうを出していただきまして、調整させていただきました。第2回の専門部会は、7月16日金曜日10時から12時まで。ここ8A会議室で。繰り返しますと、7月16日金曜日10時から12時まで、ここ8Aの会議室でございます。そして、第3回の専門部会ですが、7月30日金曜日午後2時から午後4時まで。こちらの隣の8B会議室です。繰り返しますと、7月30日金曜日午後2時から午後4時まで、8B会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7. 閉会

司 会

今日は、皆さま、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以 上)